

◎令和8年4月開始 こども誰でも通園制度 事業者募集に関するQ&A

更新:2025年8月21日

NO.	種 別	質 問 事 項	回 答
1	その他	令和9年度以降に新規事業者を募集する予定はありますか。 (今回は応募を見送り、来年度以降に応募することはできますか。)	本市で行う乳児等通園支援事業は、子ども・子育て支援事業計画「第3期すくすく大分っ子プラン」に基づき、必要な定員数(量)を確保していく予定としています。 また、新規事業者の募集を行うか否かについては、利用者のニーズや実際の利用者数を考慮して判断していくこととなります。 したがって、今回は応募を見送っても、本市が来年度以降に新規募集を行った際に応募いただくことは可能ですが、令和8年度の新規事業者数が決まっていない中で、令和9年度以降の新規事業者の募集を行うかどうかは【未定】です。
2	実施方法	余裕活用型において、保育所等の利用定員までこどもが入所すると、「こども誰でも通園制度」を利用することの受け入れはできなくなるという認識で良いか。	お見込みのとおりです。 なお、余裕活用型を利用しているこどもが、保育所等の利用定員が埋まることで「こども誰でも通園制度」の利用ができなくなるについて、保護者へ事前に周知や説明を行うことで理解を得るように努めてください。 また、余裕活用型を利用しているこどもを受け入れることができなくなった場合には、他に「こども誰でも通園制度」を実施している事業所への利用に適切に繋がるよう配慮が求められます。